

指定管理者の候補者の選定結果について

1 対象施設

県営住宅等の名称	所在地	共同施設
県営住宅松島団地	五所川原市松島町六丁目	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営住宅新宮団地	五所川原市若葉三丁目 五所川原市大字長橋	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営住宅広田団地	五所川原市みどり町五丁目	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
特定公共賃貸住宅新宮団地	五所川原市大字長橋	通路、駐車場

2 指定管理者の候補者名

株式会社サン・コーポレーション（五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-18）

3 選定理由

県営住宅等指定管理者審査委員会の審査の結果、株式会社サン・コーポレーションが指定管理者として最も優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とする。

候補者の評価内容

- ・施設の設置目的を理解し、県が示した管理の方針に沿った提案がされており、入居者等の適切な利用が確保された運営が見込まれる。
- ・適切な人員体制の確保が認められ、また、財務基盤も安定しており、事業計画に沿った安定的な管理運営が見込まれる。
- ・収支計画と事業計画について、整合性と実現可能性が高い。
- ・災害時の対応と実施体制が適切であり、また災害の予防策も示しているなど、入居者の安全確保に関して最も優れた提案がなされている。
- ・個人情報の収集、利用、提供制限、管理について適正な取扱いが確保された運営が見込まれる。
- ・類似施設の運営実績がある。

4 申請者数

3団体

5 選定の方法

(1) 審査基準及び配点

○ 選定基準 ・ 審査基準	配点
1 県民の平等な利用が確保されること。 ・ 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ・ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10
2 施設の効用を最大限に発揮すること。 ・ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	35
3 施設の効率的な管理ができること。 ・ 施設の管理運営に係る経費の内容	15
4 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。 ・ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・ 安定的な運営が可能となる人的能力 ・ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・ 個人情報の適正な取扱いの確保 ・ 類似施設の運営実績	40
合計	100

(2) 審査方法

審査委員会において、審査基準に基づき、書類審査及びヒアリングによる審査を行った。

(3) 審査委員

委員長 小田部 幸夫 (青森県県土整備部長)
委員 井上 隆 (青森大学経営学部長)
委員 工藤 雅史 (青森市都市整備部住宅まちづくり課長)
委員 松野 美智子 (一級建築士)
委員 沼田 徹 (弁護士)
委員 船橋 茂久 (青森県県土整備部監理課長)
委員 勝見 康生 (青森県県土整備部建築住宅課長)

(4) 審査の経過

平成20年 6月19日 第1回審査委員会 (審査基準等の決定)
平成20年 9月 8日 第2回審査委員会 (書類審査)
平成20年 9月12日 第3回審査委員会 (ヒアリング)